

研究成果報告書サマリー集

【平成30年度終了課題】

令和元年5月



独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所

はじめに

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は、特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえ、国の政策的課題や教育現場の喫緊の課題に対応した研究を実施しています。その研究成果を教育行政や学校での教育実践において活用していただくため、各種研修や情報普及等の様々な事業を通じて幅広く周知するよう努めているところです。

平成 28 年度からは第 4 期中期目標期間が始まり、文部科学省との緊密な連携の下、国の特別支援教育施策の推進に寄与する基幹研究のほか、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、地域や学校が直面する課題の解決のために、地域と協働で実施する地域実践研究を新たに設けております。

平成 30 年度は基幹研究として、平成 29 年度からの継続課題を 2 課題、平成 30 年度からの新規課題 4 課題を実施しました。地域実践研究では、指定研究協力地域と協働で 2 つのメインテーマの下に設定した 4 つのサブテーマに分かれて研究を実施しました。その他、各種の経年的な調査研究や、外部資金による研究等も実施しました。

終了課題の 1 つは、特別支援学校（視覚障害）における重複障害幼児児童生徒の在籍割合の増加を踏まえた指導法の研究であり、もう 1 つは病弱・身体虚弱教育を担っている特別支援学校・特別支援学級において最も多い病類である精神疾患及び心身症を対象とした研究です。本年度は研究成果をもとにガイドブックやリーフレットの作成、普及セミナーの実施等、研究成果の普及に努めて参ります。

本誌「研究成果報告書サマリー集」は、終了した研究課題の普及を目的として、研究成果報告書を簡潔にまとめ、より多くの方々に御覧いただくために、本研究所のウェブサイトに掲載するとともに、各関係機関にも冊子として配布しているものです。読みやすさを工夫して、研究課題毎に概要等を 1 ページにまとめた概略図を掲載することで、内容理解の一助としています。

最後に、本サマリー集のみならず、本研究所の研究活動や特別支援教育に関する情報普及等について、皆様方の忌憚のない御批正、御助言を賜れば幸甚に存じます。

令和元年 5 月

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
理事長 宍戸 和成

目 次

○基幹研究（障害種別研究）*

- ・視覚障害を伴う重複障害の児童生徒等の指導に関する研究—特別支援学校（視覚障害）における指導を中心に— 1
- ・精神疾患及び心身症のある児童生徒の教育的支援・配慮に関する研究 9

- ・基幹研究：文部科学省との緊密な連携のもとに行う、
国の特別支援教育政策推進に寄与する研究

*（障害種別研究）各障害種における喫緊の課題の解決に寄与する研究

視覚障害を伴う重複障害の児童生徒等の指導に関する研究 —特別支援学校(視覚障害)における指導を中心に— (平成29年度～30年度)

【目的】

- 特別支援学校(視覚障害)在籍の重複障害幼児児童生徒の割合が増加している。
- 特別支援学校(視覚障害)では、重複障害幼児児童生徒への対応の比重が増している。
- 併せ有する知的障害や肢体不自由等への対応とともに、視覚障害への対応として視覚の活用や触覚の活用という視点からの指導も重要。
- ⇒視覚障害を伴う重複障害の幼児児童生徒について、視覚障害への対応という視点からの適切な指導内容や指導方法等を示すことを目的とした。

【方法】

- 全国実態調査:全国の特別支援学校(視覚障害)を対象とした質問紙調査
- 指導事例の収集:特別支援学校(視覚障害)での重複障害幼児児童生徒の視覚活用や触覚活用に関する指導事例を収集
- 実態把握の観点の整理:視覚活用や触覚活用について実態把握をしていくための観点を整理

【全国実態調査結果から】

幼児児童生徒が併せ有する障害の割合

- ・「知的障害」(96.2%)、「肢体不自由」(29.3%)、「自閉症」(15.9%)等

視力の状況

- ・視力0の割合が30.6%、手動弁以下(視力が「手動弁」と「光覚」と「0」の合計)の割合では54.5%
 <触覚の活用が重要となる割合は高い>

実態把握における課題

- ・高い割合であったのは「重複障害幼児児童生徒のための適切な検査方法がない」、「実態把握に関する適切な参考書籍やガイドブック等がない」、「実態把握に関する十分な研修の機会がない」

個別の指導計画に関する課題

- ・高い割合であったのは「1年間で達成可能な年間指導目標を立てること」、「具体的で達成可能な学期の指導目標を立てること」、「系統的な目標を立てること」という目標設定に関する項目

【指導事例から】

小学部盲児童の事例

- ・知的発達の遅れがあり、触覚の活用に関しては、両手の分化や、物の表面や内部を探索する手指の動き、形の弁別等に課題があった。物の表面や内部を探索する手指の動きについては、物の表面や内部をとびとびに触ることで行っており、表面等について、切れ目なく全体を触ることがみられなかった。
- ・モンテッソーリの円柱さし教材を用いた指導によって、触覚の活用が図られた。
- ・この教材の表面で穴の位置を探る手指の動きが、とびとびではなく連続してたどる動きになった。教材の表面を端から端まで触る探索的動作もみられるようになった。
- ・穴に円柱を入れてから動かして大きさを確かめたり、指を入れて大きさを確かめるために指を回転させる動きもみられるようになった。



【まとめ】

- ・特定の活動(上記のような教材を用いた課題の他、歩行、作業等)の中で視覚活用や触覚活用の実態を詳細に把握して、それらの活用を促すことが重要であると考えられる。
- ・本研究では特定の活動のなかで視覚活用や触覚活用についての実態把握を行うための観点も示した。
- ・このような実態把握が、具体的で達成可能な指導目標の設定や、その目標達成のための適切な指導内容・指導方法の設定にもつながるものとする。
- ・本研究では知的障害、肢体不自由等への対応を踏まえて視覚活用や触覚活用を促した指導事例を取り上げている。上記の事例を含めて、例えば、触覚活用についても触ることへの抵抗、手指の運動の制限、手指の微細な運動の困難等や、認知発達、音声言語の理解や発話の状況等を踏まえた対応が必要である。

実態把握の観点【視覚活用】 (Hall & Bailey, 1989)

視行動の種類	説明
1. 視覚的に注意を向ける行動	物を固視する、動くものを追視する、視線を移動する、何かを見つける等
2. 視覚的に調べる行動	物や人の顔、絵等が何であるか視覚的に調べる、調べてそれと分かる等
3. 視覚的にコントロールされた運動	物を見て手を伸ばす、視覚を用いて移動する、動作を模倣する等

触覚活用についての観点としては、「1. 探す」(手で物を探す。),「2. 調べる」(何かの上で手を動かして触覚的な特性についての情報を得る。),「3. 操作する」(物を意図的に動かすこと。)等 (Smith and Leveck, 1996)

[基幹研究]

視覚障害を伴う重複障害の児童生徒等の指導に関する研究

- 特別支援学校（視覚障害）における指導を中心に -

（平成29年度～30年度）

【研究代表者】金子 健

【要旨】

特別支援学校（視覚障害）在籍の重複障害幼児児童生徒の割合は、近年増加しており、特別支援学校（視覚障害）では、重複障害幼児児童生徒への対応の比重が増していると言える。

ここで、視覚障害教育における指導の中で重要な事項として、保有する視覚の活用を図ることや、視覚が使用できない場合や十分には使用できない場合において視覚以外の触覚等を活用することが大切である。このことは、単一障害の視覚障害幼児児童生徒の場合もそうであるが、視覚障害を伴う重複障害幼児児童生徒の場合も同じである。

また、そのためには、視覚や触覚の活用状況についての十分な実態把握も必要である。

本研究では、こうした視点に立ち、特別支援学校（視覚障害）在籍の重複障害幼児児童生徒の指導における、視覚活用や触覚活用に関する実態把握の方法や、指導内容、指導方法等について、特別支援学校（視覚障害）を対象として実施した全国実態調査の結果、同校在籍の重複障害幼児児童生徒の指導事例の提示等に基づいて示した。

【キーワード】

視覚障害、重複障害、視覚活用、触覚活用、特別支援学校（視覚障害）

【背景・目的】

特別支援学校（視覚障害）在籍の重複障害幼児児童生徒の割合は、近年増加しており、特別支援学校（視覚障害）では、重複障害幼児児童生徒への対応の比重が増していると言える。

ここで、視覚障害教育における指導の中で重要な事項として、保有する視覚の活用を図ることや、視覚が使用できない場合や十分には使用できない場合において視覚以外の触覚等を活用することが大切である。このことは単一障害の視覚障害幼児児童生徒の場合もそうであるが、視覚障害を伴う重複障害幼児児童生徒の場合も同じである。同幼児児童生徒が併せ有する知的障害や肢体不自由等への対応とともに、このような視覚障害への対応が大切である。

また、視覚活用や触覚活用を図るためには、個々の幼児児童生徒における視覚や触覚の活用の状況に関して、十分な実態把握が必要である。

以上のことを踏まえ、本研究では、視覚障害を伴う重複障害の幼児児童生徒の特別支援学校（視覚障害）における指導上の課題を全国調査等により把握した上で、これまでの関連する知見や事例の収集等によって、上記のような視覚障害への対応という観点からの適切な指導内容や指導方法等を示すことを目的とした。

【方法】

1. 平成 29 年度

平成 29 年度には、全国の特別支援学校（視覚障害）を対象として、視覚や触覚活用に関する実態把握に焦点を当てた全国調査を実施し、実態把握に関する課題を整理する。また、個別の指導計画にも焦点を当てて、その作成方法と作成・活用上の課題等を明らかにする。

2. 平成 30 年度

平成 30 年度には、全国調査の結果を踏まえて、研究協力機関である特別支援学校（視覚障害）の協力の下、視覚活用や触覚活用に関する指導事例を収集する。さらに、特定の活動の中で、視覚活用や触覚活用について実態把握をしていくための観点を整理する。

【結果と考察】

1. 全国実態調査

(1) 調査の目的と方法

本調査では、特別支援学校（視覚障害）在籍の重複障害幼児児童生徒の全国的な状況

について、幼児児童生徒の実態（併せ持つ障害の状況、視力の状況等）と共に、特に、幼児児童生徒についての実態把握に関する状況と課題、個別の指導計画の作成方法と作成・活用上の課題を明らかにすることを目的とした。

調査の方法としては、特別支援学校（視覚障害）67校に対して郵送による質問紙調査を実施した。幼稚部、小学部、中学部、高等部本科普通科について、それぞれ重複障害学級に在籍する幼児児童生徒を調査対象とした。調査期間は、平成29年11月から平成30年1月までであった。

（2）結果

①回収率

64校から回答を得た（回収率 95.5%）。

②幼児児童生徒の実態について

幼児児童生徒が併せ有する障害の割合では、視覚障害の他に知的障害を併せ有する割合が63.2%と最も高く、次いで知的障害と肢体不自由を併せ有する割合が23.4%と続いた。視覚障害の他に併せ有する障害で、障害の組み合わせによらない割合では、「知的障害」（96.2%）、「肢体不自由」（29.3%）、「自閉症」（15.9%）の割合が高かった。

視力の状況については、視力0の割合が30.6%、手動弁以下の割合（「手動弁」、「光覚」、「視力0」の割合の合計）は54.5%であった。こうした幼児児童生徒に対しては、とりわけ、触覚の活用が重要になると考えられる。

③実態把握における課題

実態把握の体制や検査類の整備面で課題だと考えていることの割合は「重複障害幼児児童生徒のための適切な検査方法がない」（54.2%）や、「実態把握に関する適切な参考書やガイドブック等がない」（44.1%）、「実態把握に関する十分な研修の機会がない」（42.4%）が高かった。

実態把握の内容面では、視覚、触覚、聴覚の活用という各種の感覚に関する評価（それぞれ、55.7%、52.5%、49.2%）、手指の機能、言語・コミュニケーション、運動発達、認知発達という各領域の評価（それぞれ、44.3%、47.5%、47.5%、63.9%）が、おしなべて難しいとする割合が高かった。

④個別の指導計画に関する課題

個別の指導計画の作成と活用に関する課題としては、「1年間で達成可能な年間指導目標を立てること」（48.4%）、「具体的で達成可能な学期の指導目標を立てること」（50.0%）、「系統的な目標を立てること」（53.2%）という目標設定に関わる項目について、全て難しいと考える割合が高かった。

2. 事例

全国調査の結果を踏まえ、視覚活用や触覚活用に関する指導事例を収集した。収集した事例は、特別支援学校（視覚障害）の幼稚部、小学部、中学部に在籍する幼児児童生

徒計4名の指導事例であった。ここでは、そのうち2事例を取り上げて、歩行や教材の操作といった特定の活動の中での視覚活用や触覚活用を促した例について述べる。

(1) 幼稚部弱視幼児の事例

本幼児は、先天性白内障でダウン症の幼児である。白内障については手術を受けており、水晶体除去のため眼鏡を使用している。矯正視力は、縞視標による視力評価により、両眼で0.1～0.2（年長4歳時）である。

身体発達について、運動機能の面から、自力での歩行は可能であると考えられるが、まだ自力歩行を行う様子はみられていない。また、手指による物の操作に関して、微細な手指の運動に課題があった。本事例は、これらの実態を踏まえ、単独歩行に向けた指導や手指の操作性の向上を促す教材を用いた指導において、視覚の活用が図られた事例である。

単独歩行に向けた指導の中では、片手のみ教員とつないだ片手つなぎでの歩行において、移動中に特定の場所を見つけて、その方向に進む、その場所の特定の物（ドアのノブ、手すり等）を見て手を伸ばす等のことがみられるようになった。

手指の操作の向上を促す教材を用いた指導においては、教材の一部を見て手を伸ばす、それが横に移動する際や、下に落ちる際に追視することがみられた。また、教材の向きがいつもと異なっていることに見て気づいて、元の向きに戻すこともみられている。

(2) 小学部盲児童の事例

本児童は先天性両眼無眼症であり、両眼とも義眼を装用している。また、知的発達の遅れがみられる。

触覚の活用に関しては、両手の分化や、物の表面や内部を探索する手指の動き、形の弁別等に課題があった。物の表面や内部を探索する手指の動きについては、物の表面や内部をとびとびに触ることで行っており、表面等について、切れ目なく全体を触ることがみられなかった。

これらの実態を踏まえて、図1のようにモンテッソーリの円柱さし教材を用いた指導によって、触覚の活用が図られた事例である。

この指導の中で、物の表面や内部を探索する手指の動きについては、教材の表面で穴の位置を探る手指の動きが、とびとびではなく連続してたどる動きになった。この手指の動きで教材の表面を端から端まで触ることもみられるようになった。また、穴に円柱を入れてから動かして穴の大きさを確かめたり、指を入れて大きさを確かめるために指を回転させる動きもみられるようになった。

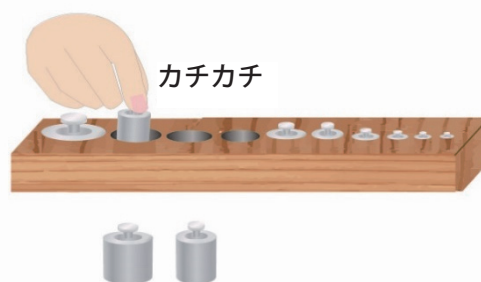


図1 モンテッソーリの円柱さし教材

3. 視覚活用と触覚活用に関する実態把握の観点

「2. 事例」では、歩行や教材の操作といった特定の活動の中での視覚活用を取り上げ、視覚や触覚を用いた行動としてどのような行動がみられたかについて述べた。

ここで、視覚を用いた行動のことを、一般に、視行動 (visual behavior) と言うが、Hall & Bailey (1989) では、視行動を表1に示す3つに分類している。

この1～3の視行動の分類は、特定の活動の中でみられた個々の視行動について、より分析的に整理して、把握することを可能にするものと考えられる。即ち、個々の視行動が、1～3のどれにあたるかをみることで、それらを整理して把握することができる。

また、視覚活用の状況に関して、行動観察を行う際の観点として用いることもできると考えられる。即ち、行動観察において、1～3のどれにあたる視行動がみられるかをみていくことで、より整理された行動観察結果を得ることができる。

表1 視行動の分類

視行動の種類	説明
1. 視覚的に注意を向ける行動	視覚的に何かに注意を向ける（見る）ことに関わる視行動で、物を固視する、動くものを追視する、視線を移動する、何かを見つける等
2. 視覚的に調べる行動	視覚的に何かを調べる（見て認知、弁別等を行う）ことに関わる視行動で、物や人の顔、絵等が何であるか視覚的に調べる、調べてそれと分かる等
3. 視覚的にコントロールされた運動	視覚を用いて運動をコントロールすることに関わる視行動で、物を見て手を伸ばす、視覚を用いて移動する、動作を模倣する等

触覚活用についても、Smith and Levack (1996) では、触覚を実際の場面でどのように使用するかという機能的な観点から、触覚が関与する行動の分類として、「探す」（ランダムに、あるいは意図的に手で物を探す。）、「調べる」（何かのうえで手を動かして触覚的な特性についての情報を得る。）、「操作する」（物を意図的に動かすこと。）等の分類が示されている。

視覚の場合と同様、この触覚が関与する行動の分類は、特定の活動の中での触覚活用の状況について、より分析的に整理して、把握することを可能にするものと考えられる。また、触覚活用の状況に関して、行動観察を行う際の観点として用いることもできると考えられる。

【総合考察】

全国実態調査の結果から、特別支援学校（視覚障害）在籍の重複障害幼児児童生徒に関する実態把握が難しいと考えられている割合が高く、同幼児児童生徒に関して指導目標の設定が難しいと考えられている割合も高いことが分かった。

本研究では、視覚障害を伴う重複障害幼児児童生徒について、教材を用いた課題や、歩行、作業等、特定の活動の中で視覚活用や触覚活用を促した指導事例を示した。特定の活動の中で視覚活用や触覚活用に関する実態を詳細に把握して、それらの活用を促すことが重要であると考えられる。なお、本研究では、特定の活動の中で視覚活用や触覚活用についての実態把握を行うための観点も示した。本研究では限られた数例の指導事例を示すにとどまっているが、ここで示した観点は、視覚や触覚の活用状況を整理して把握する際や、行動観察の際にも参考になり得るものであると考えられる。このような実態把握が、具体的で達成可能な指導目標の設定や、その目標達成のための適切な指導内容・指導方法の設定にもつながるものとする。

なお、全国実態調査の結果からは、特別支援学校（視覚障害）では、重複障害幼児児童生徒への対応として、知的障害や肢体不自由への対応が必要なことが多いことが分かる。本研究では、知的障害、肢体不自由等への対応を踏まえて視覚活用や触覚活用を促した指導事例を取り上げている。例えば、触覚活用についても、全盲であれば触覚の活用が自然に図られるということではない。上記の事例を含めて、研究成果報告書でふれているように、触ることへの抵抗、手指の運動の制限、手指の調整力のなさ（微細な運動の困難）等、それぞれの幼児児童生徒の状況を踏まえなければならない。また、認知発達や音声言語の理解や発話の状況等を踏まえ、その幼児児童生徒にわかる言葉かけや実物の提示、具体的な物の操作による学習等が必要である。

【成果の活用】

- 特別支援学校（視覚障害）在籍の重複障害幼児児童生徒の実態について全国的な状況を知ることができる。
- 同幼児児童生徒の指導に関して、視覚活用や触覚活用に関する実態把握の方法、指導内容、指導方法を、事例による具体例も含めて示しており、指導の参考として活用できる。
- 視覚障害を伴う重複障害幼児児童生徒は特別支援学校（視覚障害）以外の障害種の特別支援学校にも在籍しており、そこでも指導の参考として活用できる。

精神疾患及び心身症のある児童生徒の教育的支援・配慮に関する研究(平成29年度～30年度) -Co-MaMe (連続性のある多相的多階層支援)-

1. 目的

- 精神疾患及び心身症の児童生徒の教育的ニーズをもとに、精神疾患及び心身症の児童生徒を指導している教員から支援・配慮を集約して質的分析をする
- 特別支援学校だけでなく、小・中学校、高等学校の発達障害のある児童生徒の二次的な障害にも活用できるガイドブックを作成する(仮称、「精神疾患及び心身症の子どもの教育支援ガイド」)

2. 方法

【調査対象】

特別支援学校(病弱)7校に勤務する教員304名(小学部99名、中学部126名、高等部71名、その他8名)

【調査方法】

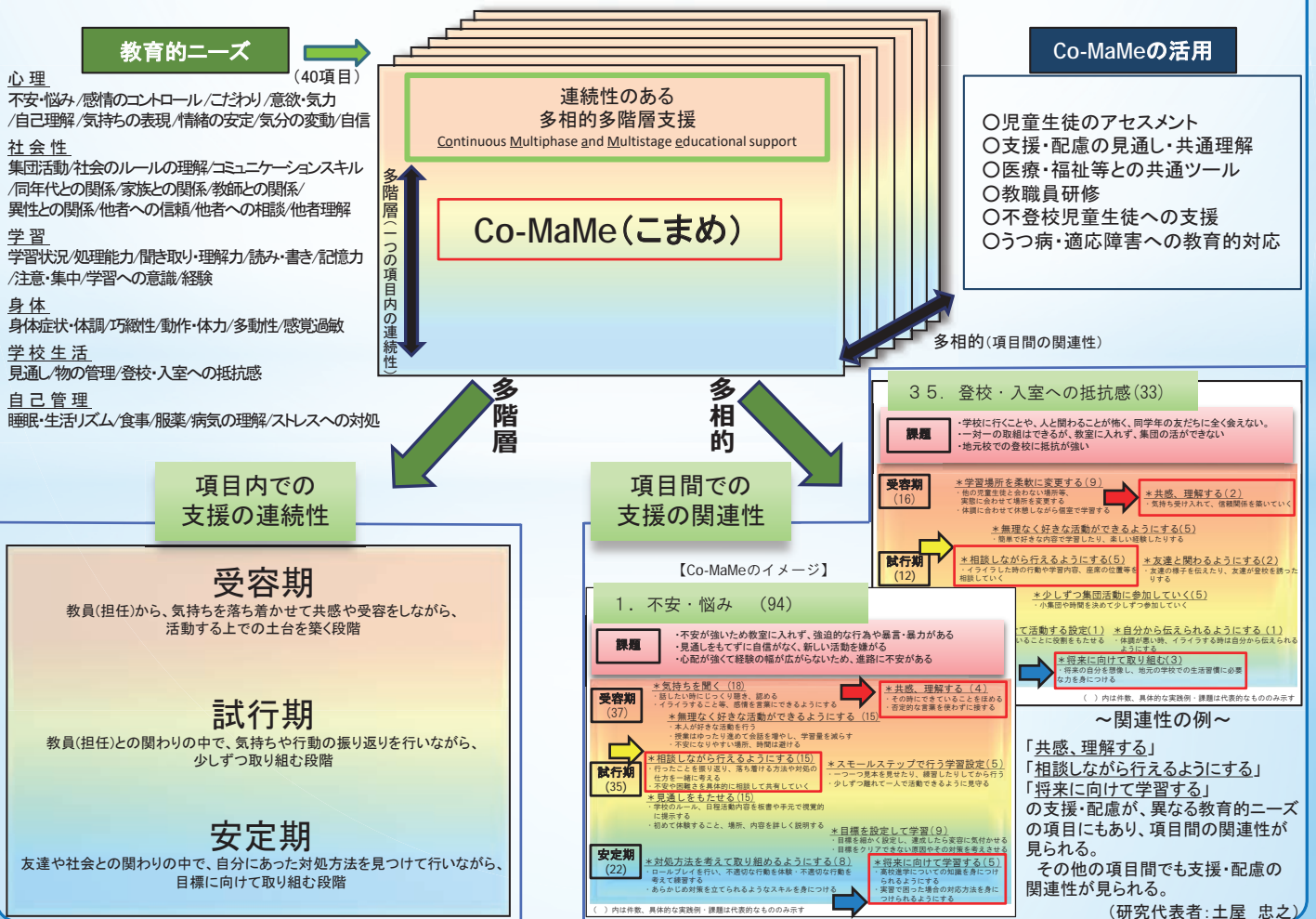
- 「教育的ニーズ40項目」が記載された「精神疾患ニーズ調査ワークシート」を作成
- 特別支援学校(病弱)へ訪問調査
 - ①「精神疾患ニーズ調査ワークシート」に児童生徒の教育的ニーズをチェック
 - ②チェックした教育的ニーズから支援・配慮を記述

【分析方法】

- 記述を病弱教育を専門とする研究者3名で、グループ化(特別支援教育や医療の文献等を参考)
- 研究協議会等にて精神科の医師や特別支援学校(病弱)の教員等から意見収集及び検討

3. 結果と考察

- 教育的ニーズの一つの項目内において、児童生徒の状態に応じて支援・配慮が変化【多階層】
- 教育的ニーズ項目間においても児童生徒の状態に応じて関連しながら支援・配慮が変化【多相的】



[基幹研究]

精神疾患及び心身症のある児童生徒の

教育的支援・配慮に関する研究

(平成29年度～30年度)

【研究代表者】土屋 忠之

【要旨】

病弱・身体虚弱教育を担っている特別支援学校・特別支援学級では、精神疾患及び心身症が最も多い病類となっているが、この病気のある児童生徒への教育的支援・配慮に関するガイドはない。また精神疾患及び心身症は心の病気とも言われ、この中には発達障害の二次的障害や、不登校などの行動面や適応面に困難のある児童生徒が多く含まれ、特別支援学校のみならず小・中学校、高等学校等においても支援が必要になっている。そこで精神疾患及び心身症の児童生徒が数多く在籍する特別支援学校（病弱）の教員を対象として、平成28年度に予備的研究を行い、6領域40項目からなる教育的ニーズを明らかにした。本研究では、その教育的ニーズをもとに特別支援学校（病弱）の教員から具体的な支援・配慮を記述式で集約し、そのデータの整理・分析を行った。その結果から教育的ニーズ40項目及び、病状の3つの段階（受容期、試行期、安定期）により支援・配慮を変化させる新たな支援方法「多相的多階層支援(Continuous Multiphase and Multistage educational support)」(以下、Co-MaMe)を得ることができた。また教育的ニーズ及びCo-MaMeより作成した【アセスメントシート】、【支援・配慮のイメージ図】を用いることにより、児童生徒の実態や支援の「見える化」を行った。このことから複数の教員で支援の方向性を共通理解しながら進めることが可能となり、また医療・福祉等との話し合いも容易となった。また小・中学校、高等学校の通常の学級における教員間の話し合いも容易となり、不登校等の適応面や行動面に困難を抱える児童生徒の教育的対応に活用できると考えられる。

【キーワード】

教育的ニーズ、アセスメント、支援方法、心の病気、発達障害の二次的障害、不登校

【背景・目的】

全国病弱虚弱教育研究連盟が実施している病弱・身体虚弱教育を担っている特別支援学校・特別支援学級に在籍している児童生徒への病類調査では、従来多かった喘息、腎臓病が減少し、現在では精神疾患及び心身症が最も多くなっている。精神疾患及び心身症は心の病気とも言われ、この病気のある児童生徒の中には発達障害の二次的障害や、不登校等の適応や行動面に困難のあるケースが多く含まれ、小・中学校、高等学校等においても支援が必要になっている。特別支援学校（病弱）に在籍している児童生徒も心の病気により、小・中学校、高等学校から転学してくるケースが多い。文部科学省では、平成25年の「教育支援資料」に病弱・身体虚弱教育の対象として「うつ病等の精神疾患」を示し、「自閉症や注意欠陥多動性障害と診断されていた子供が、うつ病や適応障害等の診断を受けて、年度途中で特別支援学校（病弱）に転入してくるが増えており、その中には不登校の経験」等のある子供が多いとしている。しかし、特別支援学校（病弱）の多くは、これまで主に身体の病気のある児童生徒を指導してきたという経緯もあり、増加している精神疾患及び心身症のある児童生徒への支援・配慮に対するガイドはなく、支援・配慮の方向性を定めることは課題となっている。

そこで予備的研究として、平成28年度に特別支援学校（病弱）にて精神疾患及び心身症を指導している教員を対象に調査を行い、表1に示したような「心理」、「社会性」、「学習」、「身体」、「学校生活」、「自己管理」の6領域からなる精神疾患及び心身症のある児童生徒の教育的ニーズ40項目を明らかにした。

本研究では、その教育的ニーズをもとに質問紙を作成して調査を行い、特別支援学校（病弱）の教員の具体的な取組を記述式で集約した。その記述によって得られた支援・配慮を整理・分析し、新たな支援方法を提案することを目的とし、その支援方法は特別支援学校だけではなく、小・中学校、高等学校に在籍する発達障害の二次的障害や、不登校等の適応面や行動面に困難のある児童生徒にも活用できるものとした。

表1. 精神疾患及び心身症のある児童生徒の教育的ニーズ

領域	項目
心理	1.不安・悩み,2.感情のコントロール,3.こだわり,4.意欲・気力,5.自己理解,6.気持ちの表現,7.情緒の安定,8.気分の変動,9.自信
社会性	10.集団活動,11.社会のルール理解,12.コミュニケーションスキル,13.同年代との関係,14.家族との関係,15.教師との関係,16.異性との関係,17.他者への信頼,18.他者への相談,19.他者理解
学習	20.学習状況,21.処理能力,22.聞き取り・理解力,23.読み・書き,24.記憶力,25.注意・集中,26.学習への意識,27.経験
身体	28.身体症状・体調,29.巧緻性,30.動作・体力,31.多動性,32.感覚過敏
学校生活	33.見通し,34.物の管理,35.登校・入室への抵抗感
自己管理	36.睡眠・生活リズム,37.食事,38.服薬,39.病気の理解,40.ストレスへの対処

【方法】

対象は、特別支援学校（病弱）にて精神疾患及び心身症の児童生徒を指導している教員とした。平成 29 年度は 153 名（小学部 44 名、中学部 72 名、高等部 35 名、不明 2 名）、平成 30 年度は 151 名（小学部 55 名、中学部 54 名、高等部 36 名、不明 6 名）へ表 1 の教育的ニーズ 40 項目を記載した質問紙を作成し、その質問紙を使用して調査を行った。具体的には、教員が指導した児童生徒の教育的ニーズについてチェックを行い、チェックした教育的ニーズの項目に対する具体的な支援・配慮を記述式で記入した。平成 30 年度については、平成 29 年度にデータ数が少なかった項目について追加の調査を行った。得られた記述は、病弱教育を専門とする研究者 3 名で、特別支援教育や医療の文献等を参考にグループ化を行った。また研究協議会を実施して、文部科学省特別支援教育調査官、精神科の医師や特別支援学校（病弱）の教員・管理職等から研究方法や結果、考察について意見収集し、検討を行った。

【結果と考察】

1. 結果

項目ごとに記述について質的分析を行った。「1. 不安・悩み」の項目は、支援が 9 つの категорияに分けることができた。その categoriaは「気持ちを聞く」(18 件)、「相談しながら行えるようにする」(15 件)、「無理なく好きな活動ができるようにする」(15 件)、「見通しをもたせる」(15 件)等であった。次に categoriaの比較を行い、著しい時期の支援の categoriaを「受容期」、病状が少しずつ穏やかになってきている時期の支援の categoriaを「試行期」、病状が落ちついている時期の支援の categoriaを「安定期」とした。「受容期」、「試行期」、「安定期」の時期に合わせて並べた「categoriaの配置図」を図 1 に示す。同様の方法で 40 項目全てにおいて「categoriaの配置図」を作成することができた。この結果から、教員は児童生徒の状態に応じて支援方法を変化させていることが分かった。他の領域の例として「35. 登校・入室への抵抗感」を図 2 に示す。

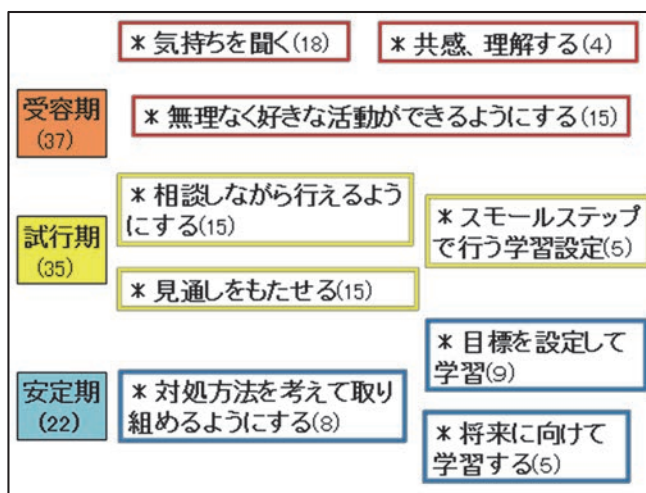


図 1 「1. 不安・悩み」の categoriaの配置図

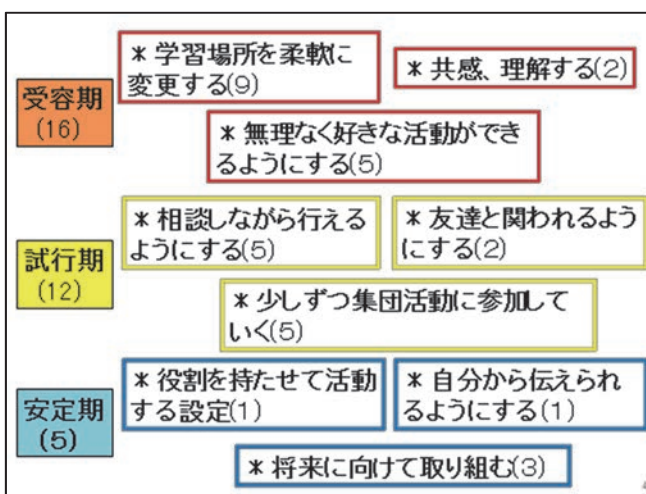


図 2 「35. 登校・入室への抵抗感」の categoriaの配置図

また作成したそれぞれの「カテゴリーの配置図」を比較したところ、複数の教育的ニーズに共通のカテゴリーが含まれていることも分かった。例えば、図1と図2を比較すると「共感・理解する」、「相談しながら行えるようにする」、「将来に向けて学習する」という共通のカテゴリーがあった。そのことから、それぞれの教育的ニーズの項目は独立しているものではなく、関連していることが示唆された。

2. 考察

図1、図2に示した様な「受容期」、「試行期」、「安定期」のように病状に応じて少しずつ支援・配慮を変化させる方法を多階層支援、またそれぞれの教育的ニーズを関連させながら支援する方法を多相的支援という名称を付けた。このような教育的ニーズや児童生徒の実態に応じて変化させる支援・配慮の方法である多階層支援と多相的支援を合わせて「連続性のある多相的多階層支援：Continuous Multiphase and Multistage educational support」という名称を付け、略称を【Co-MaMe（こまめ）】とした。

次に学校現場にてCo-MaMeに基づいた支援が行いやすいように40項目全てについて、「カテゴリーの配置図」をもとにした【支援・配慮のイメージ図】を作成した。作成する際には「受容期」、「試行期」、「安定期」がそれぞれ独立した時期ではなく、つながっており、支援が少しずつ変化していることを示すために背景をグラデーションとした。【支援・配慮のイメージ図】の例として「1. 不安・悩み」、「35. 登校・入室への抵抗感」をそれぞれ図3、図4に示す。このイメージ図を作成して、支援・配慮を「見える化」することで、児童生徒の様々な教育的ニーズに対応した支援を行いやすくするとともに、教育的ニーズの項目の関連性を分かりやすくした。また教育的ニーズを活用して児童生徒の実態を把握するために、40項目を記載した【アセスメントシート】の作成も合わせて行った。

この【アセスメントシート】及び【支援・配慮のイメージ図】の活用方法についての模式図を図5に示す。【アセスメントシート】を使って指導している児童生徒の教育的ニーズのチェックをすることから実態把握を行い、【支援・配慮のイメージ図】を使って支援を検討することから今後の支援の方向性について検討を行うということが可能となった。また複数の教員で活用する場合、児童生徒の実態や支援を「見える化」できるので、客観的に実態や支援を検討するだけでなく、それぞれの教員が考えている実態や支援の方向性のずれを修正して、共通理解しながら支援を行うことができると思われる。

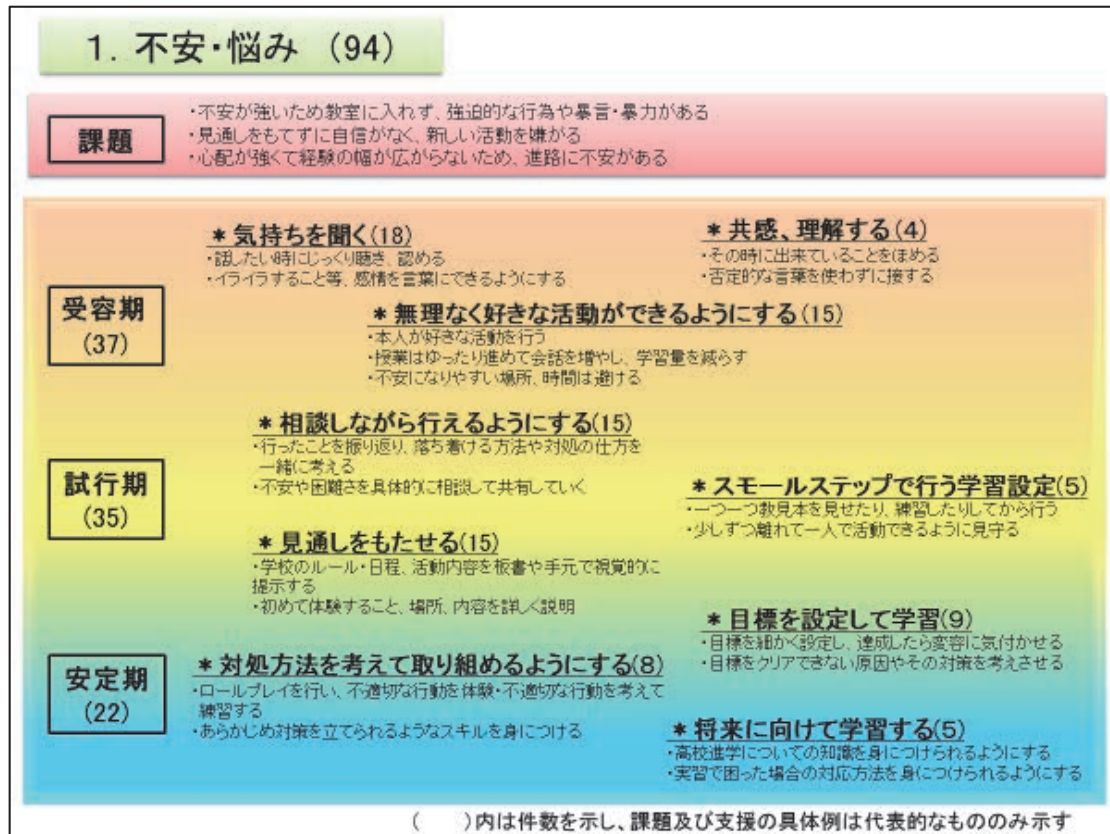


図3【支援・配慮のイメージ図】「1. 不安・悩み」

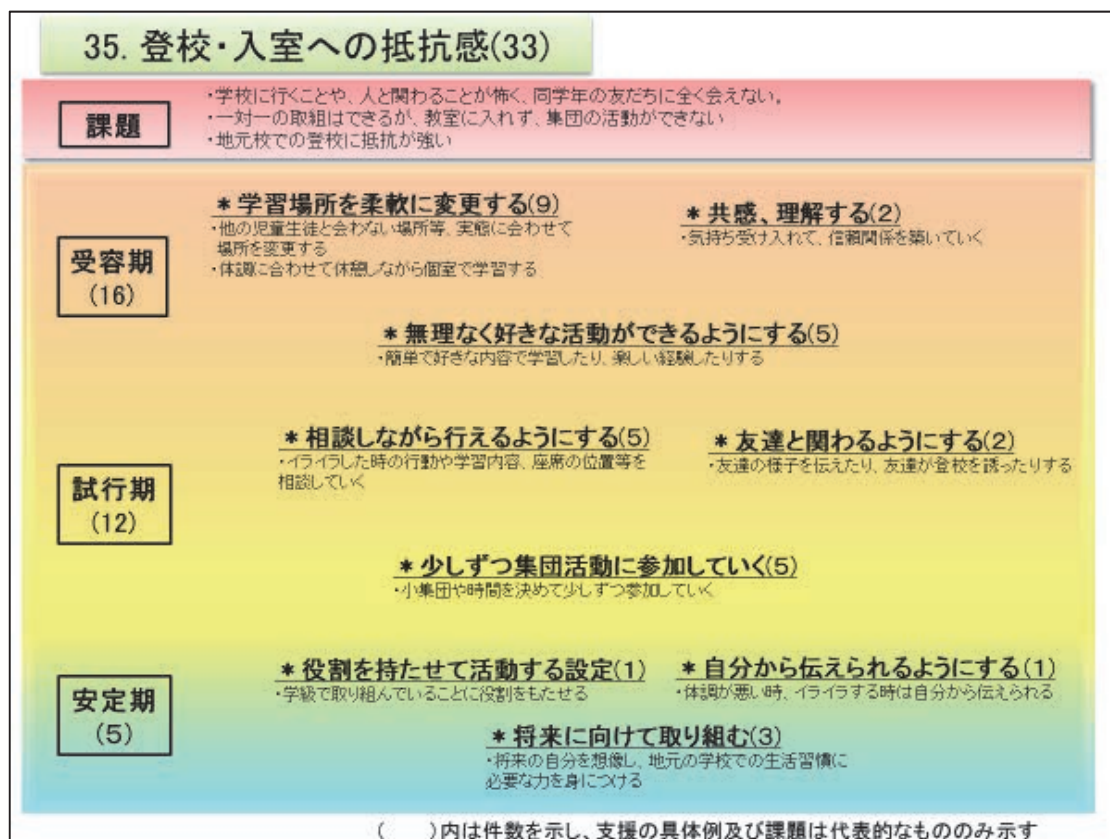


図4【支援・配慮のイメージ図】「35. 登校・入室への抵抗感」

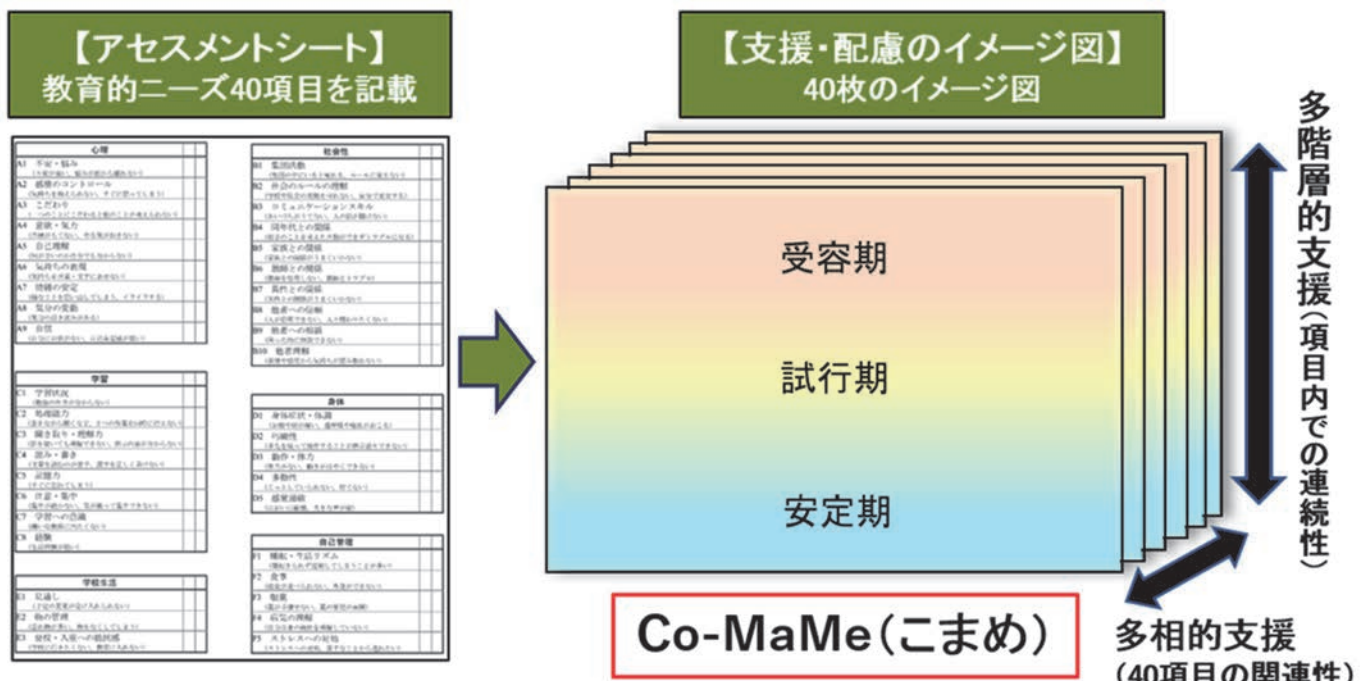


図5 【アセスメントシート】、【支援・配慮のイメージ図】の活用方法

【成果の活用】

○Co-MaMe の活用

- ・【アセスメントシート】及び【支援・配慮のイメージ図】を使うことで、児童生徒の実態や支援を「見える化」できる
- ・複数の教員で検討することで、支援の方向性を共通理解しながら進めることが容易となり、また医療・福祉等とも話し合いながら進めることができる
- ・小・中学校、高等学校の通常の学級における教員の話し合いが容易となり、不登校やうつ病・適応障害のある児童生徒の教育的対応が可能となる

○今後について

- ・「心の病気のある子どもの教育支援ガイド」を作成して、特別支援学校や小・中学校、高等学校にてさらに活用しやすいものにする
- ・全国病弱虚弱教育研究連盟と連携して「精神疾患等のこころの病気のある児童生徒の指導と支援の事例集」を作成し、児童生徒の個別性にも対応できるようにする
- ・「こころの病気のある児童生徒への支援・配慮普及セミナー」を数か所実施し、特別支援学校や小・中学校、高等学校の教員が実際に使用することで、研究成果の普及を図るとともに、多くの学校現場にてさらに活用しやすいものに修正していく

研究成果報告書サマリー集（平成30年度終了課題）

令和元年5月 発行

発行 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

〒239-8585

神奈川県横須賀市野比5丁目1番1号

電話 046-839-6803

FAX 046-839-6918

URL <http://www.nise.go.jp/nc>



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。